

史跡長門鑄銭所跡史跡内調査に伴う重機掘削等委託業務  
仕 様 書

- 1 業務名 史跡長門鑄銭所跡史跡内調査に伴う重機掘削等委託業務
- 2 実施場所 下関市長府安養寺三丁目1276-1ほか（覚苑寺境内）地内  
※対象地位置図参照

3 業務内容

重機による掘削・運搬、埋め戻し、通行路復旧等

本業務は、史跡内調査に伴い、調査担当者の指示に基づき、重機作業及び埋め戻し等を行うものであり、人力による掘削（発掘）作業は本業務の範囲に含まない。

●重機（バックホウ）による掘削作業、運搬作業 [土量：約40m<sup>3</sup>]

- ・調査区A（掘削範囲①：長さ10m、幅4m）について、重機（バックホウ）により地表から最大1m程度まで掘削し、調査担当者が指示する土置き場へ運搬すること。
- ・土置き場は、法面を整形（整地）する等の崩落防止策を講じること。
- ・作業に用いる重機（バックホウ）は、法面バケットまたは標準バケットにツース板を装着した油圧式クローラ型0.28m<sup>3</sup>を標準規格とすること。
- ・重機掘削後は、調査区Aの四方を囲むように簡易フェンス設置等の落下防止対策を講じること。

●調査区設定に伴う通行路の研り作業、舗装作業 [面積：2m<sup>2</sup>]

- ・調査区Cの周辺において、舗装された通行路の研り作業を行うこと。
- ・研り作業等で生じた廃棄物等については、適切に処分すること。
- ・調査区Cの埋め戻し作業後は、簡易舗装を行うことで現状復旧すること。

●埋め戻し作業 [総土量：約70m<sup>3</sup> {約64m<sup>3</sup> (重機分)、約6m<sup>3</sup> (人力分)}]

- ・調査が終了した調査区について、埋め戻し作業を行うこと。作業実施のタイミングは、調査担当者と調整したうえで、各調査区ごとに適宜実施すること。
- ・調査区4箇所の内、調査区Aは重機（バックホウ）による埋め戻しを行い、調査区B～Dは人力による埋め戻しを行うこと。
- ・埋め戻し作業は、受注者調達の真砂土を調査区の底面に敷均したうえで実施すること。
- ・調査区Aの埋め戻し作業は、重機掘削時に整形した土置き場から運搬した土を利用すること。他の3箇所の調査区B～Dは、調査担当者が指示する土置き場から土を運搬して利用すること。
- ・埋め戻し作業にあたっては、タンパ（60～80kg）を標準規格とする転圧機を適宜使用してまき出し転圧を行い、締め固めること。

※各調査区の大まかな掘削土量は、以下のとおり。

	幅		長さ		深さ	土量	備考
調査区A	4.0m	×	10.0m	×	1.0m	40.0 m <sup>3</sup>	重機（バックホウ）埋め戻し
	2.0m	×	6.0m	×	2.0m	24.0 m <sup>3</sup>	
調査区B	1.0m	×	2.0m	×	0.8m	1.6 m <sup>3</sup>	人力埋め戻し
調査区C	1.0m	×	2.0m	×	1.0m	2.0 m <sup>3</sup>	
調査区D	1.0m	×	2.0m	×	1.0m	2.0 m <sup>3</sup>	

4 実施期間 契約締結日～令和8年6月30日

5 留意事項

- 業務の実施にあたっては、現場作業員及び通行人の危険防止のため、作業標識の設置等、必要な安全対策を施さなければならない。また、車両の出入りについて、場内から一般道路へ土を引っ張らないよう注意すること。
- 業務の実施にあたっては、作業着手前状態、作業実施状況、及び作業完了状態が対比できるように写真記録を行い、業務完成届に添付すること。

- 業務完成届に基づく検査に合格したときは、速やかに支払請求書を提出すること。支払いは、支払請求書を受理して30日以内に支払うものとする。